

第5 経理の状況

当機構の財務諸表は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第38条第3号及び通則法第37条により、原則として、企業会計原則に基づき処理されるとともに、独立行政法人会計基準、機構法及び関係政省令に基づき作成されます。

○ 当機構の経理の主な特徴

① 区分経理

平成17年度以降の経理処理については、平成17年6月に改正された機構法に基づき、機構法第11条に規定される業務に係る勘定である「都市再生勘定」及び機構法附則第12条に規定される業務に係る勘定である「宅地造成等経過勘定」に区分して整理しております。

② 減価償却の会計処理方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

残存価額は、1円とされています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～70年
構築物	3～70年
機械装置	25～70年
車両運搬具	6年
工具器具備品	5～20年

- ・無形固定資産

無形固定資産のうち、定期借地権については、賃貸借期間（70年）で定額法により償却しています。

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）により償却しています。

- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法により償却しています。

③ 建設期間中の支払利息の原価算入

当機構の事業は、投資の発現及びその回収期間が長期にわたり、収益の実現までに長期間を要することから、正常な開発期間における借入金等の利子を原価に算入し、将来の収益と費用との合理的な対応関係を確保しています。

④ 減損会計

当機構では、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成 15 年 10 月 31 日 企業会計基準適用指針第 6 号）を適用しています。

また、当機構は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に、監事の監査報告及び会計監査人の会計監査報告を付した財務諸表を国土交通大臣に提出して、その承認を受けなければならないとされております。